

入札説明書（電子調達案件）

（総合評価落札方式）

1. 一般競争入札公告事項（総合評価落札方式）

関東運輸局 川崎海事事務所一般公用車の交換購入一式

2. 調達すべき物品に関する事項

別添仕様書に適合するもの

3. 入札者の経営上の資格等に関する事項

（１）令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の販売」においてA、B、C、D等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

（２）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（３）予決令第 71 条に該当しない者。

（４）「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 9 年 5 月 30 日官会第 1242 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（５）入札者は、業務の全部又は主たる業務の一部を第三者に委任又は下請けすることを禁止する。

（６）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 入札者に要求される事項

（１）この一般競争入札に参加しようとする者は、電子調達システムにより入札参加申請を期限までに送信するものとし、確認書を提出するものとする。

ただし、紙により入札に参加する場合は、紙入札参加申請願を期限までに提出するものとする。

上記、入札参加申請又は紙入札参加申請願提出後、当局より発行する入札資札審査決定通知書の審査結果が合格であること。

（２）入札参加者は、電子調達システムにより入札書を期限までに送信するものとする。

ただし、紙により提出する場合は、別途様式により入札書を作成し、封緘のうえ、入札者の氏名を表記、押印し、入札期限までに職員の指示に従い、提出しな

ければならない。

- (3) 総合評価落札方式とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額から預りリサイクル預託金（再資源化等預託金及び情報管理預託金（不課税））及び新車の登録に必要な預り法定費用（以下リサイクル料金等とする）を除いた金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、リサイクル料金等を除き見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を記載した入札書を提出すること。

(4) 入札書に記載する金額については、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料を除き、車両の導入に係る全ての経費を見込むこと。

なお、詳細は下記のとおりとする。

①「購入する物品の価格」－「引き渡す物品の価格」

②新車登録手続に要する費用

ただし、車庫証明書は関東運輸局で準備する。

③指定納入場所までの納入に要する費用

④交換引渡自動車の引き取りに要する費用

⑤リサイクル法関連費用（資金管理料金のみ）

⑥購入する物品に係る預りリサイクル預託金

⑦新車の登録に必要な預り法定費用（不課税）

・①～⑤は 4. (3) により、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

・⑥は、4. (3) により、リサイクル預託金は「再資源化等預託金及び情報管理預託金（不課税）」を記載すること。

※入札書に記載する金額は、①～⑤（見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額）及び⑥⑦（不課税）の合計金額とすること。

- (5) 関東運輸局から引き渡す予定の自動車の所有権を受注者に譲渡する日をもって、関東運輸局は当該自動車の最終所有者ではなくなる。よって、既に預託済の再資源化預託金等を受注者に請求するので、受注者は別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付するものとする。

そのため、引き渡す予定の自動車に預託済の再資源化預託金等は入札金額と相殺しないものとする。

5. 納期

別添仕様書のとおり

6. 電子調達システム及び紙入札方式における性能等証明書の受領期限

令和 7 年 10 月 21 日（水）16 時 00 分

7. 電子調達システム締切期限

(1) 入札参加申請提出締切期限

令和 7 年 10 月 20 日（月）13 時 00 分

(2) 入札書送信締切期限

令和 7 年 10 月 23 日（木）17 時 00 分

8. 紙入札による入札書提出期限

(1) 紙入札方式参加願提出期限

令和 7 年 10 月 20 日（月）13 時 00 分

(2) 紙入札による入札書提出期限

令和 7 年 10 月 23 日（木）17 時 00 分

9. 開札執行日時

令和 7 年 10 月 24 日（金）11 時 00 分

10. 開札の場所

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

横浜第二合同庁舎 20 階

関東運輸局 入札室

11. 入札書の取扱い

提出された入札書は、開札前も含め返却しないこととする。

入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ、公正取引委員会に提出する場合がある。

12. 入札前の提出書類

この入札に参加を希望する者は、環境性能その他の仕様書に定める要求条件に係る内容を記載した「性能等証明書（別添 1）」を作成し、6. に記載の受領期限までに持参又は書留郵便により郵送すること。なお、電子調達システムによる入札を希望する場合でも、性能等証明書は持参又は書留郵便により郵送すること。また、開札日までの間において支出負担行為担当官から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

13. 落札者の決定方法

(1) 総合評価落札方式とする。

(2) 本入札説明書に従い、入札書を提出した者であって、本入札の競争参加資格及び仕様書等の要件を全て満たし、かつ、性能等証明書の提出があった者であること。

(3) 当該入札者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限内であり、かつ、総合評価落札方式による総合評価点の数値の最も高い者を落札者とする。

◎総合評価点＝環境性能に対する得点／入札価格に対する得点

- ・入札価格に対する得点＝入札価格／100 万円
- ・環境性能に対する得点＝標準点（100 点）＋加算点の満点×
（（提案車の燃費値－燃費基準値）／（燃費目標値－燃費基準値））

（４）開札した場合において、（３）に定める予定価格の制限内に達した入札がない場合は、原則として、その場で１回まで入札を行うものとする。なお、当該入札回数までに予定価格の制限内に達しなかった場合は、予決令第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

（５）（３）の場合において、総合評価点の数値の最も高い者が複数ある場合には、環境性能に対する得点の高い者を落札者とする。

14. 入札の無効

（１）本案件の公告に示した競争参加資格を有しない者の提出した入札、虚偽の内容による記載を行った入札及び関東運輸局入札心得、入札公告、当入札説明書、仕様書で示した事項に関する条件に違反した入札並びに電子調達を利用する者においては、ＩＣカードを不正に使用した入札は無効とする。

（２）今回限定した上記のＩＣカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがある。

15. 入札辞退者の取扱い

当初入札又は再度入札において入札を辞退した者は、それ以降の当該入札手続きに参加できないものとする。入札参加者全員が入札を辞退した場合は、発注内容等の再検討等必要な措置をした上で再度公告入札を行うものとする。この場合、13.（４）の不落随契手続への移行はできないものとする。

16. 保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

17. 契約書

要

ただし、契約書（案）については、調整の上変更することがある。

18. 内訳書

要

19. 違約金に関する特約条項

要

20. 支払条件

検査職員により検査を行い、合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に代金の支払いを行う。

21. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による。

22. 支出負担行為担当官

関東運輸局長 藤田 礼子

23. その他

- (1) 入札参加者は、仕様書を熟覧し、関東運輸局競争入札心得を承諾のうえ、入札すること。
- (2) 電子調達システムにより提出された入札書及び書面により提出された入札書については、全て有効なものとして取り扱うものとし、開札前であっても、差換、取消は出来ないものとする。従って入札書の内容に記入漏れ、誤謬等不明瞭な点があった場合は、入札を無効とする。また、落札決定後における本案件の入札辞退等を行う場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。
- (3) 本案件における調査基準額を設定した場合であって、最低入札価格が調査基準額を下回った場合には、本入札は保留とし、低入札価格調査を実施する。このため、該当する最低入札価格を提出した者は、後日調査に協力すること。また、調査結果次第では、契約を締結しない場合があるので、注意すること。
- (4) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(別添 1)

性能等証明書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする自 動車の性能等	※関東運輸 局審査欄
①	車名		
②	型式		
③	車両重量 (k g)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (c c)		
⑥	燃費値 (km/l) (J C 08 モードもしくはW L T C モードによる値)		
⑦	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 7 年 1 月)の「自動車」の基準を満たしていること。	適・否	

◎環境性能(燃費値)に対する得点

＝100＋加算点の満点 () ×

((提案車燃費値 [] －燃費基準値 []) / (燃費目標値 [] －燃費基準値 []))

(※計算途中は四捨五入せず、最終数値に端数が出た場合は、小数点第 4 位を四捨五入する。)

◎燃費基準値等は、次のとおりとする。

区分	燃費基準値(km/l)	燃費目標値(km/l)	加算点の満点
車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	19.0	38.0	50
車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	20.3	40.6	50
車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	21.8	43.6	50
車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	23.4	46.8	50

※印は関東運輸局審査のために使用するため、記入しないこと。